20 土 水 第 1592 号 平成 20 年 12 月 12 日

設楽町長 加藤 和年殿

愛知県豊川水系対策本部 愛知県副知事 西 村



設楽ダム建設同意に係る確約事項について (回答)

日頃より設楽ダム建設事業の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

設楽ダムは、長年渇水や洪水の被害に悩む東三河地域が、その被害の軽減と 今後の継続的発展を図るため、地域に不可欠な施設として、久しく早期建設を 望んでまいりました。

県としましても、県政の最重要課題の一つとして、県土のバランスある発展と東三河地域の将来の安全・安心を目指して、水源町である貴町のご理解をいただきながら取り組んでまいりました。

さて、貴町から設楽ダム建設同意の判断材料とするとして、平成 20 年 1 月 21 日付け 20 設ダ第 5 号で照会のありましたこのことについては、国や下流市町と連携し、水没者等の方々が安心できる生活再建対策を進めるとともに、貴町の活性化が図られる水源地域の振興対策を取りまとめましたので、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、国からの建設要請を始め設楽ダム建設事業につきまして、ご理解 とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担 当 地域振興部豊川水系対策本部事務局

電 話 0532-54-5111

内 線 392

設楽ダム建設同意に係る確約事項

① 基本的考え方の明確化

「設楽ダム建設事業の推進に関する協定」調印時の事前確約事項につきましては、現在、確約に従い取り組んでいるところですが、今後ともこの事前確約事項を遵守してまいります。

なお、事業によっては、水源地域整備計画等に位置付け、ダム完成時までに実施するもののほかに、中・長期的な課題として取り組むものもありますので、貴町を始め国及び下流市町と協議・調整を進め、県として最善の努力をしてまいります。

② 水没住民の生活再建対策 (集団移転地・公営住宅の整備) の明確化

設楽ダムの建設により移転を余儀なくされる水没者等の方々に対する生活再建対策につきましては、水没者等の方々に対し、集団移転候補地を提示するとともに、近傍地の価格を踏まえた土地分譲単価等の具体的条件をお示ししたところです。

今後、水没者等の方々のご希望が一定程度まとまった集団移転候補地については、貴町や国の協力を得ながら県として責任を持って造成をするとともに、賃貸住宅を希望する方々に対しては、県営住宅を整備してまいります。 なお、個人で移転をされる場合につきましては、国は移転先の斡旋を行うこととしております。

また、水没者等の方々の生活再建が容易となるよう、生活再建資金の給付等について、貴町及び財団法人豊川水源基金と協力をしながら実施に努めてまいります。

(具体的内容)

・集団移転地の整備

設楽町内及び新城市内において、3戸以上かつ宅地面積が概ね1,200㎡以上の希望があれば、集団移転地を整備する。

【既提示候補地】

設楽町内

町営プール跡地&総合センター駐車場(12戸)、清崎貯木場(12戸)、 愛厚ホーム跡地(7戸)、松洞町営住宅跡地(3戸)、

中島教職員住宅跡地(3戸)、田口・西貝津(7戸)、

清崎・根ノ後(3戸)、荒尾・寶ノ久保(4戸)、田口・松洞(5戸)、

清崎・狐洞(11戸)、小松・奴田(北)(4戸)、小松・奴田(南)(6戸)

新城市内

杉山 (33戸)、有海(5戸)

・公営住宅

県営住宅(15戸)

・生活再建資金の支給

町制度に基づき実施(側豊川水源基金の協力を得て財源を町に助成)

水没者等の方々の設楽ダム建設事業への協力に感謝の意を表し、これまでの労苦を見舞うとともに移転地確保に当たり土地の価格差の一部を補填し、生活再建地の確保を容易にするために支給を行う。

また、設楽町の人口減少を防ぎ、町内への定住促進が図られるよう資金の支給を行う。

・ 借入金の利子及び固定資産税の一部相当額、職業訓練手当の支給

町制度に基づき実施(側豊川水源基金の協力を得て財源を町に助成)

新築住宅等の購入に係る借入金に対する利子について支給するとと もに、新築住宅にかかる固定資産税の一部相当額を5年間にわたり支給 する。

また、移転により職業転換を必要とする者が公的な職業訓練機関等で訓練を受けた場合に訓練手当の支給を行う。

③ 国道 257 号の改良整備の明確化

貴町内の国道 257 号の内、清崎から田口までの区間(通称安沢坂)、川向から東納庫までの区間(通称川向坂)及び西納庫地内の森田橋から豊田市中当町境界までの区間につきましては、急カーブ区間の線形改良や歩道整備など通行の安全性と走行性を高める道路をダム完成時までに整備します。

なお、清崎から田口までの区間のうち急カーブの緩和につきましては、付替となる瀬戸設楽線との一体的整備となるため、ダム事業者と十分な連携を図りながら道路整備を実施します。

(具体的内容)

・清崎から田口までの区間

箱上~五道:片側歩道整備 L=約720m

五道~上原:ゆずり車線 L=約580m、視距改良4箇所

急カーブ緩和 L=約990m (ダム事業者と一体施工)

・川向から東納庫までの区間

道合~市場口:バイパス整備(2車線)L=約3,880m

市場口~:片側歩道整備 L=約1,390m

・森田橋から豊田市境界までの区間

合戸~市境界:集落内片側歩道整備 L=約1,390m、視距改良2箇所

④ 水源地域対策特別措置法に基づく、設楽ダム水源地域整備計画に対する受益地域の費用負担の明確化

貴町が水源地域の活性化を図るために実施する水源地域整備計画につきましては、貴町の通常投資額を超えて新たに負担が生じないよう、県と下流市町で貴町負担額の80%の負担を行います。

(具体的内容)

· 水源地域整備事業

事業数:79事業、事業費総額:56,004百万円

· 水源基金振興事業

事業数: 7事業、事業費総額: 5,814百万円

合 計 : 61,818百万円

このうち町負担額は、町主体事業を中心に11,277百万円となる。

*町負担額の内訳

町 実 質 負 担 額 2,255百万円(=11,277×20%) 県・下流市町負担額 9,022百万円(=11,277×80%)

• 一般行政事業

事業数: 6事業、事業費総額:21,375百万円

※ 参考資料:設楽ダム建設に係る水源地域振興のための事業の概要を参照

⑤ 設楽ダム対策基金の造成額の明確化

設楽ダム対策基金につきましては、金利動向による影響が少なく、安定的 に資金が活用できるよう取崩しが可能である「積立金」とし、財団法人豊川 水源基金内に特別会計を設けてダム建設期間中に造成を行います。

造成の規模は、水源地域整備計画及び豊川水源基金振興計画に基づき整備した道路や公共下水道等の生活・産業基盤施設の維持管理費用及び将来の地域開発関連事業として、観光資源の開発やクリーンエネルギーの活用等、実施が可能となった段階で必要となる費用を賄える50億円(積み上がり額)とします。

(具体的内容)

・運用想定額(元本取崩・果実運用併用型)

維持管理費分

43.5億円

当初30年間:「元本取崩型」とし、年1.5億円を取崩し

31年目以降:その時点の残額について新たに基金を設置し、

繰入れて「果実運用型」に移行(想定残額 24.5億円)

* 43.5億円を「元本固定」と「取崩し」とに分類し、H20.6.2時点の金利(1年国債0.735%~30年国債2.524%)を活用して30年間に発生する利息を計算すると、利息総額は26億円となる。

地域開発関連事業分

6.5億円

地域イメージや集客力の向上のため、将来において実現したい(実現可能性の高い)地域開発事業の実施に必要な資金として造成する額

⑥ 下流受益市町との交流施設整備の明確化

山村都市交流拠点施設整備につきましては、下流市町は、「ダムサイト土 捨場(仮称)」を活用し、子供たちの自然体験学習を始め、ダム湖を訪れる 多くの人々が年齢を問わず幅広い分野で利用でき、上下流交流を通して、それぞれの住民の福利に貢献できる施設とすることを基本に、滞在・滞留できる施設を想定し整備することとしています。

(具体的内容)

• 整備内容

位 置:ダムサイト土捨場(仮称)

施設例:イベント芝生広場、スポーツ交流・多目的グラウンド、管理・

研修施設、駐車場など、滞在・滞留可能な上下流交流施設

・整備の具体化

滞在・滞留できる施設については、子供たちを対象とした野外体験学習ができる宿泊施設等が考えられるが、具体的な内容については、今後、設楽町及び下流市町で構成する検討組織を設置し、詳細を検討して決定するものとする。

⑦ 設楽ダムに係る公共補償の明確化

国に対する事項のため、県からの回答は控えさせていただきます。